

【参考資料】万博基準とふくまち条例ガイドラインの比較

便所

●:義務 ○:努力義務

1:差なし(福まち基準の方が上回る場合含む)
 2:義務と誘導の差
 3:万博の方が基準が高いもしくは条例に基準なし。

参考資料 1

		施設整備ユニバーサルデザインガイドライン		ふくまち条例ガイドライン			
				現行	比較	対応方針	
配置	車椅子使用者用便所	C9-1	便所を設ける場合は、車椅子使用者が円滑に利用することができる便所を一以上設けること。	●	便所内に、車椅子使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造の便所(以下「車椅子使用者用便所」という。)を一以上設けること。	1	
		C9-2	車椅子使用者用便所は、可能な限り一般便所と一体的に計画すること。	○	個別機能を備えた便所は、利用者が位置を把握しやすいよう、他の便所と一体的若しくはその出入口の近くに設ける。	2	
		C9-3	車椅子使用者用便所は、異性による介助・同伴利用等を考慮して一以上を、誰でも利用できる位置に設けること。	○	異性の介助者に配慮し、少なくとも一以上の車椅子使用者用便所は、男女が共用できる位置に設ける。	1	
	オストメイト便所	C9-4	オストメイト対応の水洗器具を設けた便所を一以上設けること。	●	便所内に、高齢者、障がい者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便所を一以上設けること。	1	
	個別機能、分散配置	G9-1	車椅子使用者用便所を多機能化することにより、利用者が集中することを防ぐために、以下の個別機能を備えた便所を分散設置することが望ましい。 ・車椅子使用者用便所以外にオールジェンダートイレを設ける。 ・男性用便所、女性用便所内においても、車椅子使用者用簡易型便所(車椅子使用者が利用可能な出入口の有効幅員と最小限の広さを有する便所)を設ける。 ・男性用便所、女性用便所内において、オストメイト設備、乳児用設備を設ける。	○	多機能便所(さまざまな機能を備えた便所)は利用者が集中し、混雑することがある。 次の各機能(個別機能)を異なる便所に適切に持たせる(機能分散する)よう計画する。 ・車椅子使用者用便所 ・オストメイト対応設備 ・おむつ交換用のベビーベッド	3	反映検討
		C9-5	多機能化された車椅子使用者用便所へ利用者が集中することを回避するために、複数の便所を設置する場合は、車椅子使用者用簡易型便所、オストメイト設備、乳幼児用設備等のうち、混雑回避に資するニーズの高い個別機能を備えた便所を分散設置すること。	○	多機能便所(さまざまな機能を備えた便所)は利用者が集中し、混雑することがある。 次の各機能(個別機能)を異なる便所に適切に持たせる(機能分散する)よう計画する。 ・車椅子使用者用便所 ・オストメイト対応設備 ・おむつ交換用のベビーベッド	2	
ドア	幅	G9-2	車椅子使用者用便所の出入口は、950～1,000mm以上とすることが望ましい。	○	90cm以上	3	反映検討
		C9-6	車椅子使用者用便所の出入口の幅は850mm以上とすること。	●	80cm以上	3	反映検討
		G9-3	一般便所の出入口は、車椅子使用者も利用可能な750mm以上とすることが望ましい。	○	便所の出入口は、車椅子使用者の利用を考慮すると75cm以上とする。	1	
		C9-7	各便所に至る便所の出入口の幅は、800mm以上とすること。	●	出入口の幅は80cm以上とすること。	1	

施設整備ユニバーサルデザインガイドラインの内容を踏まえ、ガイドラインの更新を検討

施設整備ユニバーサルデザインガイドラインの内容を踏まえ、ガイドラインの更新を検討

【参考資料】万博基準とふくまち条例ガイドラインの比較

便所

●:義務 ○:努力義務

1:差なし(福まち基準の方が上回る場合含む)
 2:義務と誘導の差
 3:万博の方が基準が高いもしくは条例に基準なし。

		施設整備ユニバーサルデザインガイドライン		ふくまち条例ガイドライン				
				現行		比較	対応方針	
ドア	形式	G9-4	車椅子使用者用便房及び車椅子使用者用簡易型便房の出入口は、自動式とすることが望ましい。	○	車椅子使用者用便房の出入口は引き戸（可能であれば自動式）	3	反映検討	施設整備ユニバーサルデザインガイドラインの内容を踏まえ、ガイドラインの更新を検討
		C9-8	車椅子使用者用便房及び車椅子使用者用簡易型便房の出入口はアコーディオン形式以外の引き戸とすること（ただし、車椅子使用者用簡易便房においては、構造上やむを得ない場合にあっては折れ戸でもよいが、その場合でも、車椅子使用者が自力で扉の開閉できるものとする）。	●	戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。	1		
		C9-9	手動引き戸の場合、取っ手は棒状ハンドル式等、握りやすさに配慮したものとし、開き戸の場合は、取っ手は大きく操作性の良いレバーハンドル式等とすること。	○	便房の取っ手は操作しやすいものとする。 手動式引き戸では、棒状のもの、開き戸では大きく操作性の良いレバーハンドル式、プッシュプルハンドル式又はパニックバー形式のものとする。	1		
	ドア周辺	C9-10	各便所の出入口には高低差を設けないこと。構造上やむを得ない場合は、傾斜路を設けること。	●	戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。	1		
		C9-11	車椅子使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口前には、1400mm角以上の水平スペースを設けること。	●	1500mm角以上の水平スペース	1		
	ドア開閉ボタン	C9-12	トイレ内の扉開閉ボタンを自動式とする場合、手かざしセンサー式が使いにくい人もいることから、操作しやすい押しボタン式とすること。	○	便房の戸が自動式引き戸の場合、施錠の操作がしやすいものとし、 緊急の場合は外部からも開錠できるものとする。 なお、自動式引き戸のドア開閉盤は、手かざしセンサー式が使いにくい人もいることから、操作しやすい押しボタン式とする。	2		
		C9-13	トイレ内の扉開閉ボタンを自動式とする場合、扉から700mm以上離れた位置に設置し、出入りの妨げにならないようにすること。			3	反映検討	現行の福まち条例ガイドラインに未記載のため、追記を検討
	機能	C9-14	一般便房のドアは、使用時以外は扉が開いている構造とすること。	○	使用時以外は扉が開いているタイプとする。	2		
		G9-5	車椅子使用者用便房の扉は、閉じるスピードを調整できる機能があるものや、ワンストップ機能があるものとする ことが望ましい。	○	車椅子使用者用便房の扉は、閉じるスピードを調整できる機能があるものや、ワンストップ機能があるものとする。	1		
	鍵	C9-15	車椅子使用者用便房の施錠装置は手が不自由でも容易に操作できるものとし、外側からも合鍵等で開けられるようにすること。【図3.9.6参照】	○	便房の戸が自動式引き戸の場合、施錠の操作がしやすいものとし、緊急の場合は外部からも開錠できるものとする。	2		
		C9-16	便房の戸が手動式引き戸の場合、指の不自由な人でも施錠の操作がしやすいもので、緊急の場合は外部からも開錠できるものとする。	○	便房の戸が手動式引き戸の場合、指の不自由な人でも施錠の操作がしやすいものとし、緊急の場合は外部からも開錠できるものとする。	1		
		C9-17	施錠装置は視覚障がい者が探しやすいよう、ドアノブ付近等に設置するとともに、ベビーチェアを設置する場合、乳幼児の手が届かない位置に取り付けること。			3	反映検討	現行の福まち条例ガイドラインに未記載のため、追記を検討
		G9-6	車椅子使用者用便房の施錠装置の設置位置は、車椅子使用者の使いやすい高さ、立位で使いやすい高さの2箇所に設置することが望ましい。（子どもによる解錠防止）			3	反映検討	現行の福まち条例ガイドラインに未記載のため、追記を検討

【参考資料】万博基準とふくまち条例ガイドラインの比較

便所

●:義務 ○:努力義務

1:差なし(福まち基準の方が上回る場合含む)
 2:義務と誘導の差
 3:万博の方が基準が高いもしくは条例に基準なし。

		施設整備ユニバーサルデザインガイドライン		ふくまち条例ガイドライン				
				現行		比較	対応方針	
ドア	装か使用知のら中設せか置る否	C9-18	車椅子使用者用便房の場合、外側の見やすい位置に「使用中」の表示ができるようにすること。	○	便房の戸に使用中か否かを表示する装置を設ける。 施錠を示す表示が赤と青の場合、色覚障がい者が区別できない可能性があるため、見やすい色及び文字で「使用中」と表示する等の配慮を行う。	2		
		G9-7	一般便房の戸に使用中か否かを表示する装置を設けることが望ましい。			1		
便房	車椅子使用者用便房の広さ	C9-19	車椅子使用者用便房は、大型の電動車椅子使用者等が回転できるよう、便房内の回転スペースは直径1,800mm以上、内法寸法は2,200mm×2,200mm以上とすること。	●	車椅子使用者が円滑に利用できる十分な空間として直径150cm以上の円が内接できる広さを備えることを基本とする	3	反映検討	施設整備ユニバーサルデザインガイドラインの内容を踏まえ、ガイドラインの更新を検討
				○	床面積 2,000 m ² 以上の不特定多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する建築物を建築する場合に設ける 1 以上の車椅子使用者用便房には、座位変換型の（電動）車椅子使用者が360°回転できるよう、直径 180 cm 以上の円が内接できる広さを確保する。	1		
				○	内法寸法は200cm以上(220cm程度)	3		
		G9-8	機能分散を前提とし、付加される機能に応じた広さを確保することが望ましい。			3	反映検討	現行の福まち条例ガイドラインに未記載のため、追記を検討
	便房椅子の使用者へのアクセス	C9-20	車椅子使用者用便房の便器の位置は、正面からのアプローチだけでなく、右又は左からの側面移乗ができるようにすること。	○	便器の位置は、正面からのアプローチを確保するだけでなく、右又は左からの側面移乗ができるようにする。	2		
		C9-21	車椅子使用者用便房を複数設置する場合、便器へのアクセスは左側と右側の2パターン可能な様にする。	○	便房を複数設置する場合は、障がい者の右勝手、左勝手に対応できるようにする。また、便座の高さについてもバリエーションを持たせる。	2		
	器用車横便椅子の房子移内使用の用ス便者	C9-22	車椅子使用者用便房内は、750mm以上（推奨は800mm以上）の便器移乗スペースを確保すること。			3	反映検討	現行の福まち条例ガイドラインに未記載のため、追記を検討
	用車簡椅子型使用者の広さ	C9-23	直進・側方進入の場合、2,000mm以上×1,300mm以上とすること。	●	直進・側方進入の場合、2,000mm以上×1,300mm以上	1		
		C9-24	側方進入の場合、1,800mm以上×1,500mm以上とすること。	●	側方進入の場合、1,800mm以上×1,500mm以上	1		
	手すり	C9-25	車椅子使用者用便房には、手すり等を左右両面に適切に配置すること。	●	手すりは左右両面に設置する	1		
		C9-26	車椅子使用者用便房の手すりは、便器の両側に垂直水平に設け、垂直手すりは壁等に堅固に固定し、もう一方は可動式とすること。	○	手すりは、便器の両側に垂直水平に設け、垂直手すりは壁等に堅固に固定する。	2		

【参考資料】万博基準とふくまち条例ガイドラインの比較

便所

●:義務 ○:努力義務

1:差なし(福まち基準の方が上回る場合含む)
 2:義務と誘導の差
 3:万博の方が基準が高いもしくは条例に基準なし。

		施設整備ユニバーサルデザインガイドライン		ふくまち条例ガイドライン				
				現行		比較	対応方針	
便房	手すり	C9-27	車椅子使用者用便房の壁側の手すりはL型手すりとし、横手すりの高さは便座の高さから200～250mm程度とし、縦手すりは便器の先端から250mm程度前方に設置し、両側に設ける手すりの間隔は700～750mm程度とし、便座の中心から両側の手すりが同距離になるように設置すること。	○	水平手すりの高さは65cm～70cmに堅固に取りつけ、片側は車椅子使用者が移乗しやすいように可動式とする。	3	反映検討	施設整備ユニバーサルデザインガイドラインの内容を踏まえ、ガイドラインの更新を検討
		G9-9	便房内の手すりは、あらゆる方向から1kNの力に耐えることが望ましい。			3	反映検討	現行の福まち条例ガイドラインに未記載のため、追記を検討
		G9-10	便房内の手すりと便器、壁面はコントラストをつけることで、ロービジョンの利用者に配慮することが望ましい。			3	反映検討	現行の福まち条例ガイドラインに未記載のため、追記を検討
便器	形式	C9-28	便器は腰掛便座(洋風便器)を基本とすること。			3	反映検討	現行の福まち条例ガイドラインに未記載のため、追記を検討
		G9-11	シャワー機能付き便器を設置することが望ましい。	○	便座は、温水洗浄装置(温水でおしりを洗浄する機能を持つ便座)とする。	1		
		G9-12	各便所には幼児用小便器を設けることが望ましい。	○	子供の利用がある施設では、子供用の便器や洗面器を設置する。	1		
	車椅子使用者用便房の便座の形式	C9-29	腰掛便座とすること。	●	腰掛便座	1		
		C9-30	車椅子使用者用便房の便器には背もたれを設置すること。	○	座位姿勢を安定させることや排泄に時間のかかる場合もあることから、便器に背もたれを設置する。	2		
		C9-31	車椅子(電動含む)でできるだけ接近できるよう、床置き便器の前面はフットレストが当たりにくく、トラップ突き出しの少ない形式等とすること。	○	便器は前面のトラップ部分に、車椅子のフットレストが当たりにくいような型とする。	2		
	車椅子使用者の便座の高さ	C9-32	車椅子使用者用便房の便器の座面の高さは蓋のない状態で、床面から420～450mm程度とすること。	○	便器の座面高さは、床面から42cm～45cm程度とする。	1		
	男子用小便器の設置	C9-33	男子用小便器のある便所を設ける場合には、そのうち一以上に、以下の仕様の小便器を設けること。	●	男子用小便器のある便所を設ける場合には、そのうち一以上に、床置き式の小便器、壁掛式の小便器(受け口の高さが35cm以下のものに限る。)その他これらに類する小便器を一以上設けなければならない。	1		
			①床置き式の小便器、壁掛式の小便器(受け口の高さが350mm 以下のものに限る)とすること。	●	床置き式の小便器、壁掛式の小便器(受け口の高さが35cm以下のものに限る。)	1		
			②杖使用者等の肢体不自由者等が立位を保持できるように配慮した手すりを設置すること。	●	男子用小便器を設ける場合には、その周囲に手すりを設けなければならない。(一以上)	1		
			③当該小便器は入り口に最も近い位置に設置すること。			3	反映検討	現行の福まち条例ガイドラインに未記載のため、追記を検討

【参考資料】万博基準とふくまち条例ガイドラインの比較

便所

●:義務 ○:努力義務

1:差なし(福まち基準の方が上回る場合含む)
 2:義務と誘導の差
 3:万博の方が基準が高いもしくは条例に基準なし。

		施設整備ユニバーサルデザインガイドライン		ふくまち条例ガイドライン			
				現行	比較	対応方針	
便器	小便器の配慮	G9-13	小便器には、ターゲットマークや足型を設置することが望ましい。	○	知的障がい者に配慮し、ターゲットマークや足型を設置する。	1	
		G9-14	小便器の脇に、杖や傘等を立てかけるフック等を設けることが望ましい。	○	小便器の脇及び洗面ブースには、杖や傘などを立てかけるくぼみあるいはフックを設ける。	1	
		G9-15	小便器の脇に、車椅子(電動含む)に座った状態で、手が届く高さに荷物台を設けることが望ましい。			3	反映検討 現行の福まち条例ガイドラインに未記載のため、追記を検討
床	仕上げ	C9-34	床の表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げなければならない。	●	床の表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げなければならない。	1	
		G9-16	床の仕上げ材は、転倒したときの危険防止のため適度に弾性のあるものが望ましい。			3	反映検討 現行の福まち条例ガイドラインに未記載のため、追記を検討
便房内の付属品	等操の作配設備	C9-35	便器洗浄ボタン、呼出しボタン、ペーパーホルダー(紙巻器)を横壁面に設置する場合は、JIS S 0026 (ISO19026)に基づく配置を原則とし、周囲とのコントラストに配慮すること。	○	便房内のペーパーホルダー、便器洗浄ボタン及び呼び出しボタンを横壁面に設ける場合は、JIS S0026に基づく配置とする。	2	
	洗浄装置	C9-36	車椅子使用者用便房・オストメイト対応便房には、押しボタン式その他の容易に操作できる方式の便器の洗浄装置を設けること。	●	オストメイト対応便房には、押しボタン式その他の容易に操作できる方式の便器の洗浄装置を設けること。	1	
		C9-37	車椅子使用者用便房には大便器洗浄装置を設けるとともに点字表示をすること。	●	車椅子使用者用便房には、押しボタン式その他の容易に操作できる方式の便器の洗浄装置を設けること。	3	反映検討 施設整備ユニバーサルデザインガイドラインの内容を踏まえ、ガイドラインの更新を検討
		C9-38	洗浄装置の作動は押しボタン式を基本とし、センサー式の場合は視覚障がい者にも探しやすい形状で洗浄ボタンを併設すること。	○	洗浄装置は、センサー式が使いやすい一方で、視覚障がい者は触れることのできる形式のほうが使いやすいため、センサー式の場合は、便器洗浄ボタンを併設する等の配慮をする。	2	
	ペーパーホルダー	C9-39	オストメイト対応便房には、利用者が利用しやすい位置に別途ペーパーホルダーを設けること。	○	(図で望ましい整備として記載)	2	
		C9-40	車椅子使用者用便房のペーパーホルダーは、便座に座った状態で手の届く位置に片手で操作できるものを設けること。	○	ペーパーホルダーは便座に腰かけたまま使用できる位置に設置する。	2	
		G9-17	壁に埋め込む形式のペーパーホルダーは、視覚障がい者には探しにくいことから、各便所において壁に取り付ける形式が望ましい。			3	反映検討 現行の福まち条例ガイドラインに未記載のため、追記を検討
	緊急事態の設備	C9-41	車椅子使用者用便房内には、便房内の非常に備え、確認ランプ付き呼び出し装置を設けるとともに、出入口の廊下等には非常呼び出し表示ランプ、管理する施設には警報盤を設けること。	○	便房内には確認ランプ付呼び出し装置、出入口の廊下等には非常呼び出し表示ランプ、事務所には警報盤を設ける。	2	
		C9-42	呼出しボタンは、便座に座った状態から手の届く位置かつ転倒した状態でも届くように側壁面の低い位置に設けること。	○	呼び出しボタンは、便座に座った状態から、手の届く位置に設ける。 床に転倒したときにも届くよう側壁面の低い位置に設ける。	2	

【参考資料】万博基準とふくまち条例ガイドラインの比較

便所

●:義務 ○:努力義務

1:差なし(福まち基準の方が上回る場合含む)
 2:義務と誘導の差
 3:万博の方が基準が高いもしくは条例に基準なし。

		施設設備ユニバーサルデザインガイドライン		ふくまち条例ガイドライン				
				現行		比較	対応方針	
便 房 内 の 付 属 品	緊急 事態 の 情 報 伝 達 設 備	C9-43	呼出しボタンは点字表示し、便器洗浄装置と区別できる形状とすること。	○	呼び出しボタンは、視覚障がい者が確実に押せるよう点字表示し、水栓スイッチと区別できる形状とする。	2		
		C9-44	自動火災報知設備を設置する施設の便所内には、聴覚障がい者をはじめとするすべての人が、火事等の非常時の情報がわかるように、文字情報やサインを表示できるディスプレイ装置、フラッシュライト、バトライト等の光警報装置を、すべての便房内から十分に認識できる位置に設置すること。	○	聴覚障がい者が便房でも非常時に情報がわかるように文字情報やこれに代わるサインを表示できるディスプレイ装置等を設ける。 便所及び便房内では聴覚障がい者に非常警報がわかるよう、フラッシュライト等の光警報装置を設ける。	2	反映予定	条例改正項目のため、“●”として更新予定
	棚 等 荷 物 設 台 置	C9-45	オストメイト対応便房は、荷物を置くための棚等を設けること。	●	荷物を置くための棚等を設けること(床面積の合計が10,000㎡以上の建築物(共同住宅、寄宿舎又は下宿にあっては、床面積が200㎡以上の集会室があるものに限る。))に設けるものに限る。) (1万㎡未満は望ましい整備)	2		
	汚 物 入 れ の 設 置	C9-46	オストメイト対応便房には、汚物入れを設けること。	○	ストーマ装具の廃棄等に配慮し、汚物入れを設置する。	2		
	大 型 ベ ッ ド	C9-47	車椅子使用者用便房には、大型ベッドを設置すること。	●	大人のおむつ交換をすることができる長さ1.2m以上のベッドを一以上設ける。(床面積の合計が10,000㎡以上の建築物(共同住宅、寄宿舎又は下宿にあっては、床面積が200㎡以上の集会室があるものに限る。))に設けるものに限る。)	2	反映予定	条例改正項目のため、福まち条例ガイドラインへ追記予定
				○	排泄介助が必要な障がい者(児)の脱衣・おむつ交換等に配慮し、一以上の車椅子使用者用便房は大型ベッド付きとし、異性による介助に配慮し男女が共用できる位置に設ける。		反映予定	条例改正項目のため、“●”として更新予定
		C9-48	大型ベッドの大きさは幅600～800mm程度、長さ1,500～1,800mm程度とし、その出入口にその旨の表示を行うこと。	●	長さ1.2m以上のベッドを一以上設け、その出入口にその旨の表示を行うこと。	2	反映予定	条例改正項目のため、福まち条例ガイドラインへ追記予定
				○	大人用介護ベッドの大きさは幅60cm程度、長さ150cm～180cm程度とする。		反映予定	条例改正項目のため、“●”として更新予定
		C9-49	大型ベッドは払げた状態で放置されても車椅子使用者がアプローチできるようにレイアウトすること。	○	多機能便房の中に設置する場合、ベッドをセットした状態で退出した際に、車椅子使用者が進入できない場合が想定されるため、出入口戸付近から容易に上げ下げできるようなものでなければならない。	2	反映予定	条例改正項目のため、“●”として更新予定
	汚 物 流 し の 設 置	G9-18	オストメイト対応便房には、フラッシュバルブ式汚物流しを設けることが望ましい。			3	反映検討	現行の福まち条例ガイドラインに未記載のため、追記を検討

【参考資料】万博基準とふくまち条例ガイドラインの比較

便所

●:義務 ○:努力義務

1:差なし(福まち基準の方が上回る場合含む)
 2:義務と誘導の差
 3:万博の方が基準が高いもしくは条例に基準なし。

		施設整備ユニバーサルデザインガイドライン		ふくまち条例ガイドライン			
				現行	比較	対応方針	
便所 便房内の付属品	鏡着の替設置台	G9-19	オストメイト対応便房には着替え台と全身を映すことができる鏡(鏡の床からの高さは、700～800mm、長辺方向の長さは1,000mm程度で平面鏡とする。)を設けることが望ましい。	○	鏡の床からの高さは、75cm～80cm、長辺方向の長さは100cm程度で平面鏡とする。	1	
	衣服等をかける金具の設置	C9-50	車椅子使用者用便房・オストメイト対応便房には、衣服を掛けるための金具等を一以上設けること。	●	車椅子使用者用便房・オストメイト対応便房には、衣服を掛けるための金具等を設けること。	1	
		C9-51	車椅子使用者用便房には、高低2箇所衣服を掛けるための金具等を設けること。	●	衣服を掛けるための金具等を二以上設けること(床面積の合計が10,000㎡以上の建築物(共同住宅、寄宿舍又は下宿にあっては、床面積が200㎡以上の集会室があるものに限る。))に設けるものに限る。))。	3	反映検討
		C9-52	衣服等を掛ける金具の設置高さは、車椅子使用者用1,000mm程度、一般用1,700mm程度とすること。	○	衣服等を掛ける金具の設置高さは、車椅子使用者用100cm程度、一般用170cm程度とすること。	2	
		G9-20	オストメイト対応便房には、衣服及び腸洗浄用カテテル等を掛けるための二以上の金具等を設けることが望ましい。	●	衣服を掛けるための金具等を二以上設けること(床面積の合計が10,000㎡以上の建築物(共同住宅、寄宿舍又は下宿にあっては、床面積が200㎡以上の集会室があるものに限る。))に設けるものに限る。))。	1	
	乳幼児用設備の配置の原則	C9-53	ベビーチェア及び乳幼児用おむつ交換台を設け、その旨を標示すること。なお、乳幼児用おむつ交換台については便房(個室)外に設置しても良い。	●	次に掲げる特別特定建築物(床面積の合計が1,000㎡(公衆便所にあっては、50㎡)以上に限る)は、そのうち一以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上)は、乳幼児を座らせることができる設備及び乳幼児のおむつ交換をすることができる設備を設け、その出入口にその旨の表示を行わなければならない。ただし、乳幼児のおむつ交換をすることができる設備については、他に設ける場合は、この限りでない。 一 病院又は診療所 二 劇場、観覧場、映画館又は演芸場 三 集会場又は公会堂 四 展示場 五 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗 六 保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署 七 博物館、美術館又は図書館 八 飲食店 九 理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗 十 公衆便所	2	
		C9-54	ベビーチェア及び乳幼児用おむつ交換台等、車椅子の通行幅を狭めるその他の付属品を出入口周辺に設置しないこと。			3	反映検討

現行の福まち条例ガイドラインに未記載のため、追記を検討

【参考資料】万博基準とふくまち条例ガイドラインの比較

便所

●:義務 ○:努力義務

1:差なし(福まち基準の方が上回る場合含む)
 2:義務と誘導の差
 3:万博の方が基準が高いもしくは条例に基準なし。

		施設整備ユニバーサルデザインガイドライン		ふくまち条例ガイドライン			
				現行	比較	対応方針	
便所内 の付属品	おむつ交換台	G9-21	おむつ交換台は、床面高さ800～850mm程度、台下クリアランスは700～750mm以上、奥行き500mm程度、落下防止措置が講じられたものとする。ことが望ましい。	○	(図で解説) 台下クリアランス70cm程度、奥行き60～75cm程度、落下防止措置	2	
		G9-22	おむつ交換台に乗せられる乳幼児に対し、照明の光が直接目に入らないように、器具の配置に配慮することが望ましい。			3	反映検討 現行の福まち条例ガイドラインに未記載のため、追記を検討
	冷暖房設備	G9-23	オストメイト対応水洗器具や大型ベッドを設置した車椅子使用者用便房には、冷暖房設備を設置することが望ましい。	○	オストメイト対応水洗器具や介護ベッドを設置した車椅子使用者用便房には、冷暖房設備を設置する。	1	
	荷物台	G9-24	一般便房に手荷物棚を設けることが望ましい。	○	手荷物棚を設ける。	1	
		C9-55	車椅子使用者用便房は、車椅子(電動含む)に座った状態で、手が届く高さに荷物台を設けること。	○	便房内及び洗面ブースには、車椅子に座った状態で、手が届く高さに荷物台を設ける。	2	
		C9-56	オストメイト対応便房には、水石鹸入れを設けること。	○	(図で望ましい整備として記載)	2	
	水石鹸投入	C9-57	車椅子使用者用便房には、高さ700～1,200mmで水石鹸入れを設置すること。			3	反映検討 現行の福まち条例ガイドラインに未記載のため、追記を検討
洗面台	洗面台付属品の位置	C9-58	仕上がり床面から800～1,000mm程度の高さで、洗面台中央から750mm程度の範囲内に設置すること。			3	反映検討 現行の福まち条例ガイドラインに未記載のため、追記を検討
		G9-25	シンクごとに全ての付属品を使うことができるようにすることが望ましい。			3	反映検討 現行の福まち条例ガイドラインに未記載のため、追記を検討
		G9-26	標準タイプの他に、子ども等の利用に配慮し、高さ650mm程度、奥行き450mm程度(吐水口に手が届きやすい)もの等複数タイプ設けることが望ましい。	○	子供の利用がある施設では、子供用の便器や洗面器を設置する。	2	
	洗面台下のクリアランス	C9-59	一般便房においてもー以上の洗面器又は手洗器は、ひざが下に入る空間を設ける等、車椅子使用者が円滑に利用できるものとする。	○	洗面器は車椅子使用者が利用できるように、洗面器の下部にはひざや足先が入るスペース(高さ65cm程度、奥行き55cm～60cm程度)を設ける。高さ65cm以上の洗面器は壁に堅固にとりつけるか手すり等を設けるなど、寄りかかる等の配慮を行う。	2	
		C9-60	車椅子使用者用便房の洗面器は車椅子使用者が利用できるように、洗面器の下部にはひざや足先が入るスペース(高さ650mm程度、奥行き550～600mm程度)を設けること。	○	洗面器は車椅子使用者が利用できるように、洗面器の下部にはひざや足先が入るスペース(高さ65cm程度、奥行き55cm～60cm程度)を設ける。	2	

【参考資料】万博基準とふくまち条例ガイドラインの比較

便所

●:義務 ○:努力義務

1:差なし(福まち基準の方が上回る場合含む)
 2:義務と誘導の差
 3:万博の方が基準が高いもしくは条例に基準なし。

		施設整備ユニバーサルデザインガイドライン		ふくまち条例ガイドライン			
				現行	比較	対応方針	
洗面台	鏡の設置位置	C9-61	車椅子使用者用便房に洗面器に鏡を設ける場合は、すべての人が利用することができるよう配慮すること。		3	反映検討	現行の福まち条例ガイドラインに未記載のため、追記を検討
		C9-62	車椅子使用者用便房の鏡は、洗面器上端部にできる限り近い位置を鏡の下端とし、上方へ1,000mm程度の高さで設置すること。	○	2		
	洗面器への配慮	C9-63	各便所内の洗面器のうち一個は手すり、水石鹸入れを設置すること。	○	3	反映検討	施設整備ユニバーサルデザインガイドラインの内容を踏まえ、ガイドラインの更新を検討
		C9-64	車椅子使用者用便房の場合、高さ650mm以上の洗面器は壁に堅固にとりつけるか手すり等を設ける等、寄りかかる等の配慮を行うこと。	○	2		
	手洗器	G9-27	車椅子使用者用便房には、便座に腰かけたまま使用できる手洗器を設けることが望ましい。	○	1		
	水栓の形式	G9-28	水栓は、光感知式等の自動式が望ましい。	○	1		
		C9-65	水栓は、容易に操作が可能なレバー式か光感知式等の自動式とすること。	●	1		
		C9-66	オストメイト対応便房の水洗器具は、温水が使用できるものとすること。	●	2		
	水栓の設置場所	C9-67	車椅子使用者用便房の水洗器具の吐水口の位置は、車椅子使用者が利用しやすい位置(手前縁から300mm以内)に設けること。	○	2		
	ペーパータオル	C9-68	ペーパータオルディスペンサーを設置する場合、レバー操作タイプまたはハンズフリー形式で、操作部および取り出し高さが床面から800～1,000mm程度、反対側の壁以外の洗面台から750mm程度の範囲に取り付けること。		3	反映検討	現行の福まち条例ガイドラインに未記載のため、追記を検討
	排水トラップ	G29	排水トラップは横引きタイプ(PTラップ)のものとすることが望ましい。	○	1		

【参考資料】万博基準とふくまち条例ガイドラインの比較

便所

●:義務 ○:努力義務

1:差なし(福まち基準の方が上回る場合含む)
 2:義務と誘導の差
 3:万博の方が基準が高いもしくは条例に基準なし。

		施設整備ユニバーサルデザインガイドライン		ふくまち条例ガイドライン				
				現行		比較	対応方針	
サイン・案内・標示	位置表示	G9-30	各便所の出入口には、ピクトサインを設置し、入口の壁全体を黒(紺)と赤とし、白抜きで表示することが望ましい。	○	建築物の各所に便所の位置を示す案内設備を設ける。	1		
		G9-31	表示サインは、床面から中心までの高さ1,400～1,500mmに設けることが望ましい。			3	反映検討	現行の福まち条例ガイドラインに未記載のため、追記を検討
		G9-32	他の階や場所に個別機能を備えた便房がある場合は、その位置を便房の付近に表示することが望ましい。	○	利用したい便房が使用中の場合等に、他の便房へ行くことができるよう、他の階や場所にある個別機能を備えた便房の位置を、便房の付近に表示する。	1		
		C9-69	各便所の出入口には、男女の別をピクトサイン等(コントラストの確保、点字付)により標示すること。			3	反映検討	現行の福まち条例ガイドラインに未記載のため、追記を検討
		C9-70	個別機能を備えた便房の出入口や戸には、設備や機能についてピクトグラム等でわかりやすく表示すること。	○	バリアフリートイレには、個別機能を表示するピクトグラムや主要な利用対象の室名を表示する等、利用対象にならない方がむやみに使用しないように工夫する。	2		
				○	機能分散された便所、便房であることが、高齢者、障がい者だけでなく外国人等すべての利用者にわかるように、ピクトグラム等により表示する。	2		
		C9-71	車椅子使用者用便房には、国際シンボルマークで標示するとともに点字表示をすること。(表示内容は「車椅子使用者用便房」)	●	バリアフリー化された便所(車椅子使用者用便房があるもの)は、国際シンボルマークを掲示しなければならない。	1		
	トイレの位置案内	C9-72	便所の出入口付近には便所の男女の別、男女共用、便所内の配置、個別機能等を触知図案内板やその他の方法(文字等の浮き彫り又は音による案内)により視覚障がい者に示す設備を設けること。	●	便所(不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障がい者が利用するものに限る。)の出入口の付近に、男子用及び女子用の区別、便房等の配置等を点字その他規則で定める方法により視覚障がい者に示すための設備を設けること。	1		
		G9-33	各便所の出入口は、音による誘導を行うことが望ましい。	○	音による誘導を行う際は、音声で男性用・女性用を知らせる。また、触知図案内板を設ける場合も、触知図案内板の位置を知らせる音声誘導装置を設ける。	1		
		C9-73	音による誘導を行う場合、音声で男性用・女性用・男女共用について知らせること。	○	音による誘導を行う際は、音声で男性用・女性用を知らせる。	2		
		G9-34	便所の触知図案内板には、個別機能を備えた各便房の機能、位置等を表示することが望ましい。	○	便所前の触知図案内板には、個別機能を備えた便房等の各便房の機能、位置等を表示する。	1		
		G9-35	触知図案内板を設ける場合、触知図案内板の位置を知らせる音声誘導装置を設けることが望ましい。	○	触知図案内板を設ける場合も、触知図案内板の位置を知らせる音声誘導装置を設ける。	1		
		C9-74	便所の触知図案内板の前の床面に点状ブロックを2枚敷設すること(音声誘導装置を設けた場合は除く)。	●	道等から案内設備又は案内所までの経路(不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障がい者が利用するものに限る。)は、そのうち一以上を、視覚障害者移動等円滑化経路にしなければならない。	1		
		C9-75	便所までの経路に視覚障がい者誘導用ブロック等による誘導を行う場合、車椅子使用者用便房以外の便所に誘導すること。			3	反映検討	現行の福まち条例ガイドラインに未記載のため、追記を検討
		G9-36	便所内には視覚障がい者が位置を認識出来る様に、小便器、および便房のドアの前に点状ブロックを配置することが望ましい。			3	反映検討	現行の福まち条例ガイドラインに未記載のため、追記を検討

エレベーター

1: 差なし(福まち基準の方が上回る場合含む)
 2: 義務と誘導の差
 3: 万博の方が基準が高いもしくは条例に基準なし。

		施設整備ユニバーサルデザインガイドライン		ふくまち条例ガイドライン			
					比較	対応方針	
基本事項	設 所 置 場	C6-1	エレベーターは主要な経路、またはその経路に隣接して設置すること。傾斜路、エスカレーター、階段等は、できるだけエレベーターに隣接して設置すること。	○	エレベーターは、主要な経路に隣接して設置し、エレベーター入口までわかりやすく誘導する。	2	
	エレベーターの存在喚起	C6-2	エレベーターホールに設ける制御装置の前の床面には、視覚障がい者に対し制御装置の存在を示すために、点状ブロック等を敷設すること。	●	乗降ロビーに設ける制御装置の前の床面には、視覚障がい者に対し制御装置の存在を示すために、点状ブロック等を敷設すること。	1	
	形 式	G6-1	車椅子がかご内で転回する必要のない(かごの前面と背面に設置した)2箇所のドアを用いた貫通型が望ましい。			3	反映検討 現行の福まち条例ガイドラインに未記載のため、追記を検討
		G6-2	複数のエレベーターを設置する場合は、同じ仕様とすることが望ましい。			3	反映検討 現行の福まち条例ガイドラインに未記載のため、追記を検討
		C6-3	車椅子兼用エレベーターに関する標準(JEAS-C506B)・視覚障がい者兼用エレベーターに関する標準(JEAS-515E)(ともに、(一社)日本エレベーター協会制定))とすること。	○	車椅子兼用エレベーターに関する標準(JEAS-C506A)・視覚障がい者兼用エレベーターに関する標準(JEAS-515D)(共に、(社)日本エレベーター協会制定)による。	2	
		C6-4	停電時管制運転、地震時管制運転、火災時管制運転装置を設けること。	○	停電時管制運転、地震時管制運転、火災時管制運転装置を設ける。管制運転が作動した時は、籠内の乗客に音声と電光表示等で案内する。	2	
	停止階	C6-5	かごは、階段やエスカレーター等、他の手段で行けるすべての階に停止すること。	●	籠は、利用居室、車椅子使用者用便房又は車椅子使用者用駐車施設がある階及び地上階に停止すること。	1	
	庇	C6-6	出入口が屋外に面するエレベーターの場合、夏の日差しや雨等を考慮して、十分な広さの屋根または庇を設けること。	○	出入口が外部に面するエレベーターには庇を設け、雨天時の乗降に配慮する。	2	
	防火区画	G6-3	エレベーターシャフトの区画のために、防火戸の枠や柱をエレベーター付近に独立して設けると、視覚障がい者の歩行の障害になるだけでなく、衝突の危険があるため、できるだけ設けない区画設計を行うことが望ましい。	○	エレベーターシャフトの区画のために、防火戸の枠や柱をエレベーター付近に独立して設けると、視覚障がい者の歩行の障がいになるだけでなく、衝突の危険があるため、できるだけ設けない区画設計を行う。	1	
	誘導	G6-4	高齢者、障がい者等のエレベーター利用に際して、誘導を行う等の人的な対応を行うことが望ましい。	○	一時に多数の利用が集中する施設(劇場や屋内競技場等)では、高齢者、障がい者等のエレベーター利用に際して、誘導を行うなどの人的な対応をする。	1	
ドア	有効幅	G6-5	かご及び昇降路の出入口の幅は、1,100mm以上が望ましい。	○	出入口の幅は、車椅子使用者の利便性を考慮し、90cm以上とする。	3	反映検討 施設整備ユニバーサルデザインガイドラインの内容を踏まえ、ガイドラインの更新を検討
		C6-7	かご及び昇降路の出入口の幅は、1,000mm以上とすること。ただし、かごの大きさの寸法のJIS規格に合った出入口の幅とすることができる。	●	籠及び昇降路の出入口の幅は、80cm以上とすること。	3	反映検討 施設整備ユニバーサルデザインガイドラインの内容を踏まえ、ガイドラインの更新を検討
	袖壁	G6-6	かご及び昇降路の出入口の袖壁は片側のみ、または無しとすることが望ましい。			3	反映検討 現行の福まち条例ガイドラインに未記載のため、追記を検討
	開放時間	C6-8	かご及び昇降路の出入口の戸の開扉時間を延長する機能を有すること。	●	籠及び昇降路の出入口の戸の開扉時間を延長する機能を有すること。	1	
		C6-9	ドアの開放時間は10秒程度とすること。			3	反映検討 現行の福まち条例ガイドラインに未記載のため、追記を検討

エレベーター

1: 差なし(福まち基準の方が上回る場合含む)
 2: 義務と誘導の差
 3: 万博の方が基準が高いもしくは条例に基準なし。

		施設整備ユニバーサルデザインガイドライン		ふくまち条例ガイドライン				
						比較	対応方針	
ドア	内外の視認性の確保	C6-10	かご及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものをはめ込み、又はその他の装置(例えば、映像設備)を設けることにより、かごの外部からかご内を見ることができる構造とすること。なお、 ガラス部分は床から300mm以上の上部に設置 すること。ただし、展示演出効果を高める必要がある場合は、この限りではない。	●	籠及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものをはめ込み、又はその他の装置を設けることにより、籠の外部から籠内を見ることができる構造とすること。防火区画との関係からガラス等による窓を設置できない場合は、籠の外部から内部を確認できるカメラ等を設ける。この場合、管理事務所(管理事務所がない場合は、メインロビー等)にモニターテレビを設置する。 ガラス窓の高さは、床面から概ね 50cm 程度とする。	3	反映検討	施設整備ユニバーサルデザインガイドラインの内容を踏まえ、ガイドラインの更新を検討
		G6-7	遠くからでもエレベーターが視認できるように、分かりやすい色合いにする等、配色に留意することが望ましい			3	反映検討	現行の福まち条例ガイドラインに未記載のため、追記を検討
	安全装置	C6-11	かご及び昇降路の出入口に、利用者を感知し、戸の閉鎖を自動的に制止する装置を設けること。	●	籠及び昇降路の出入口に、利用者を感知し、戸の閉鎖を自動的に制止する装置を設けること。 光電式の場合は、光電ビームを2 条以上、床上 20cm 及び60cm程度の高さに設ける	1		
かご	大きさ	G6-8	かごの大きさは、人の通行の多さ、バリアン等の規模を考慮し、幅2,100mm×奥行き1,500mm、または同等水準のサイズ(JIS A4301:幅2,150mm×奥行き1,600mm、または幅2,000mm×奥行き1,750mm(24人乗り))以上にすることや複数配置を考慮することが望ましい。	○	施設の利用状況に応じて、籠の幅は160cm以上とする。	3	反映検討	施設整備ユニバーサルデザインガイドラインの内容を踏まえ、ガイドラインの更新を検討
		C6-12	かごの大きさは、幅1,700mm×奥行き1,500mm、または同等水準のサイズ(JIS A4301:幅2,000mm×奥行き1,350mm、または幅1,800mm×奥行き1,500mm(17人乗り))以上にすること。ただし、構造上やむを得ず規定のかごの大きさを設置できない場合は、複数台設置する等来場者の円滑な利用に配慮したエレベーター計画とすること。	●	籠の奥行きは、135cm以上とすること。	3	反映検討	施設整備ユニバーサルデザインガイドラインの内容を踏まえ、ガイドラインの更新を検討
	明るさ	C6-13	かご内の照明は、エレベーターホールや周辺通路と同程度の明るさで、ちらつきのない均一なものとすること。			3	反映検討	現行の福まち条例ガイドラインに未記載のため、追記を検討
	手すり	C6-14	手すりは、かご内の左右両面の側板に設けること。	●	籠内の左右両面の側板に、手すりを設けること。 手すり取り付け高さは75cm85cm 程度とする。	1	反映予定	条例改正項目のため、福まち条例ガイドラインへ追記予定
	鏡の設置	G6-9	車椅子使用者が、エレベーターを安全に利用するために、エレベーター内外の乗客状況が確認できるよう、かご入口正面壁面に、高さが床上0mmから1,500mm程度、幅が800mmから1,000mmの範囲に、出入口状況確認用の鏡(ステンレス製、又は安全ガラス等)を設けることが望ましい。	●	平面鏡の大きさは幅60cm ×高さ 140cm 程度とし、設置高さは床上 40cm 程度とする。ただし、籠内で転回しなくてもよい2方向出入口のエレベーターで、2の階のみに停止するもの又は開閉する出入口を音声により案内する設備を有するものの場合は、この限りではない。	3	反映検討	施設整備ユニバーサルデザインガイドラインの内容を踏まえ、ガイドラインの更新を検討
		C6-15	かご内に、車椅子使用者が乗降する際に、かご及び昇降路の出入口を確認するための鏡を設けること。ただし、かごの出入口が複数あるエレベーターで、車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のもの(開閉するかごの出入口を音声により知らせる設備が設けられているものに限る。)については、この限りでない。	●	籠内に、車椅子使用者が乗降する際に籠及び昇降路の出入口を確認するための鏡を設けること。ただし、籠の出入口が複数あるエレベーターであって、車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のもの(開閉する籠の出入口を音声により知らせる設備が設けられているものに限る。)については、この限りでない。	1		

エレベーター

1: 差なし(福まち基準の方が上回る場合含む)
 2: 義務と誘導の差
 3: 万博の方が基準が高いもしくは条例に基準なし。

		施設整備ユニバーサルデザインガイドライン		ふくまち条例ガイドライン			
					比較	対応方針	
乗り場ボタン・操作盤・案内装置	設置位置	C6-16	かご内に設置する乗り場ボタン(制御装置)及びエレベーターホールに設置する操作盤(制御装置)は、車椅子使用者が利用しやすい位置となる。床から1,000mm程度の高さに設けること。かご内は、手すりよりも上部の位置に設けること。	●	籠内及び乗降ロビーには、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。(ボタンは100cm程度の高さとする。)	1	
		C6-17	操作盤は、かご内の左右両面の側板(主操作盤と副操作盤)にそれぞれ設けること。	●	制御装置は、籠内の左右両面(2の階のみに停止するエレベーターで、自動的に昇降する機能を有するものにあては、片面)の側板に設けること。	1	
		C6-18	かご内に設ける操作盤のうち一以上は、呼びボタン付きのインターホンを有すること。	●	籠内に設けるものうち一以上は、呼びボタン付きのインターホンを有すること。	1	
		G6-10	操作盤の取付け位置が片側の場合、かご内から見て右側に取付けことが望ましい。	○	一般用制御装置の取り付け位置は、片側の場合は扉に向かって右側とする。	1	
	乗り場ボタン・操作盤ボタン	G6-11	乗り場ボタン及び操作盤ボタンは、大きく、丸い形状のものを利用することが望ましい。ボタンを押した際に、押せたことが視覚障がい者や、聴覚障がい者でもわかるよう、電飾と音で報せる構造にすることが望ましい。	○	ボタンは、指の動きが不自由でも押せる形状とする ボタン操作時に応答音による案内とする	3	反映検討 施設整備ユニバーサルデザインガイドラインの内容を踏まえ、ガイドラインの更新を検討
		G6-12	ボタンの文字は、周囲との色の明度、色相又は彩度の差が大きいこと等により弱視者(ロービジョン)の操作性に配慮したものであることが望ましい。	○	ボタンはボタン部分と周辺部分とのコントラストを十分に確保する。	1	
		G6-13	操作ボタンを手や肘で操作できない利用者のために、足蹴り乗降ボタンや赤外線による非接触型ドアセンサー等を設置することが望ましい。	○	操作ボタンを手や肘で操作できない車椅子使用者のために足蹴り式ボタンを設置する。	1	
		C6-19	乗り場ボタン・操作盤ボタンは、点字に加え、文字等の浮き彫り、音による案内、その他これらに類するものにより、視覚障がい者が円滑に操作できる構造とすること。	●	籠内及び乗降ロビーに設ける制御装置、点字その他国土交通大臣が定める方法により視覚障がい者が円滑に操作することができる構造とすること。	1	
	点字表示	C6-20	点字表示は、かご内の立位で使用する乗り場ボタン、操作盤の各ボタン(階数、開閉、非常呼び出し、インターホン)に設けること。	●		1	
		C6-21	点字表示については、JIS T 0921に基づくこと。			3	反映検討 現行の福まち条例ガイドラインに未記載のため、追記を検討
		C6-22	点字表示は、ボタンが縦配列の場合は左側に、横配列の場合は上側に行くこと。	○	ボタンへの点字表示は、ボタンの左側に設けるようにする。	2	
	案内装置	C6-23	かご内に、かごが停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する装置を誰もが見やすい位置に設けること。	●	籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設けること。	1	
		C6-24	かご内に、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の開鎖を音声により知らせる装置を設けること。	●	籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の開鎖を音声により知らせる装置を設けること	1	
		C6-25	かご内に、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。	●	籠内又は乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。	1	
		G6-14	エレベーターのエレベーターホール及びかご内に、到着階の各空間の用途、利用案内等を表示することが望ましい。	○	エレベーターの昇降ロビー及び籠内に、到着階の各空間の用途、利用案内等を表示する。また、到着階が立体通路や地下街、地下道、鉄道駅等と接続している場合は、その旨を表示する。	1	
		G6-15	2方向出入口エレベーターの場合、開閉する側の戸を音声案内で知らせることが望ましい。	○	2方向出入口のエレベーターの場合は、開閉する側の戸を音声案内で知らせる。	1	

エレベーター

1: 差なし(福まち基準の方が上回る場合含む)
 2: 義務と誘導の差
 3: 万博の方が基準が高いもしくは条例に基準なし。

		施設整備ユニバーサルデザインガイドライン		ふくまち条例ガイドライン			
					比較	対応方針	
乗り場ボタン・案内装置	満員時の注意	G6-16	過負荷(満員状態)のかごを知らせる表示灯及び自動放送装置を設けることが望ましい。	○	満員状態の籠に乗り込むとき、聴覚障がい者が確認しやすい表示灯を設ける。	1	
	非常時の通信装置	C6-26	聴覚障がい者等に配慮して、かご内にエレベーター故障時や停電等の非常の場合に、音声による案内、情報提供を行う電光表示板や手話を表示できるモニター装置(内部の様子が分かるもの)等、管理者等とコミュニケーション可能な設備を設置すること。	●	籠内に設ける制御装置に、停電等の非常の場合に外部の対応の状況を表示する聴覚障がい者に配慮した装置を設けること。	3	反映検討 施設整備ユニバーサルデザインガイドラインの内容を踏まえ、ガイドラインの更新を検討
エレベーターホール	広さ	G6-17	エレベーターホールは、その幅及び奥行きは、2,000mm以上とすることが望ましい。	○	乗降ロビーの広さは180cm角以上確保する。	3	反映検討 施設整備ユニバーサルデザインガイドラインの内容を踏まえ、ガイドラインの更新を検討
		C6-27	エレベーターホールは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、1,800mm以上とすること。ただし、来場者が十分に待つことができ、かつ乗り降りするときに支障がないように、建物の規模、人の多さに配慮して、広さを確保すること。	●	乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、150cm以上とすること。	3	反映検討 施設整備ユニバーサルデザインガイドラインの内容を踏まえ、ガイドラインの更新を検討
	高低差	C6-28	かごの床とエレベーターホールの床の段は小さくし、かつ、隙間は車椅子(電動含む)のキャスターが落ちないように30mm以下とすること。	○	籠の床と乗降ロビーの床の段は小さくし、かつ、隙間は車椅子のキャスターが落ちないように3cm以下とする。	2	
	案内情報	C6-29	エレベーターホールに、到着するかごの昇降方向を知らせる装置を設けること。	●	乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けること。	1	
誘導視覚障がい者等		C6-30	視覚障がい者が乗り場ボタンの位置を認知しやすいよう、乗り場ボタンの手前には、点状ブロック等を敷設する。	●	乗降ロビーに設ける制御装置の前の床面には、視覚障がい者に対し制御装置の存在を示すために、点状ブロック等を敷設すること。	1	

客席

1: 差なし(福まち基準の方が上回る場合含む)
 2: 義務と誘導の差
 3: 万博の方が基準が高いもしくは条例に基準なし。

		施設整備ユニバーサルデザインガイドライン		ふくまち条例ガイドライン			
				現行	比較	対応方針	
基本事項	基本事項	C10-1	客席、ステージに通じる経路は、バックステージも含めて全てバリアフリーとすること。	○	出入口から車椅子使用者用客席までの経路には段差を設けない。経路に段がある場合は、傾斜路を設けるか、車椅子使用者用の昇降機を設置する。	3	反映検討 施設整備ユニバーサルデザインガイドラインの内容を踏まえ、ガイドラインの更新を検討
		C10-2	とりわけ、客席は、出入口、ロビー、客席までの経路、トイレ、休憩ゾーン、ステージ等を一体的かつ連続的に設計すること。			3	反映検討 現行の福まち条例ガイドラインに未記載のため、追記を検討
車椅子使用者用の客席	設置数／比率、設置場所	G10-1	車椅子使用者用客席を必要数確保するとともに、車椅子でのグループ等の利用や、複数の場所の選択を可能とするような客席空間の配置をすることが望ましい。			3	反映検討 現行の福まち条例ガイドラインに未記載のため、追記を検討
		G10-2	客席が200席程度以下であれば、客席空間を自由に配置できる土間形式とすることが望ましい。			3	反映検討 現行の福まち条例ガイドラインに未記載のため、追記を検討
		G10-3	車椅子使用者用の固定位置客席スペース以外に可動式の客席スペースを設けることが望ましい。	○	高齢者、障がい者等の座席の配置は、固定せず、一部取り外し可能とする等複数の選択が可能なよう配慮する。	1	
				○	車椅子使用者用客席は、座席を可動式とし、席の取り外しにより 車椅子使用者用観覧席がどの位置にも設置できる。	1	
		C10-3	車椅子使用者用の客席数の比率は、200席未満の場合は2%(ただし最低2席以上)、200席以上は1%+2以上とする。	○	劇場等における車椅子使用者用客席の総数は客席総数が200以下の場合は客席総数の1/50以上、客席総数が200を超え2,000以下の場合は客席総数の1/100に2を加えた数以上、客席総数が2,000を超える場合は当該客席の総数の75/10000に7を加えた数以上を設ける。	2	
		C10-4	車椅子使用者用の客席は、車椅子使用者が選択できるよう、2箇所以上の異なる位置(異なる階、異なる水平位置)に分散を図ること。ただし、4席未満等の小規模な場合は除く。	○	客席総数が200を超える場合、車椅子使用者用客席を2カ所以上の異なる位置(異なる階、異なる水平位置)に分散して設ける。	2	
		C10-5	車椅子使用者用客席の配置にあたっては、1箇所当り2以上の車椅子使用者が同時に利用できる専用スペースを確保すること。			3	反映検討 現行の福まち条例ガイドラインに未記載のため、追記を検討
	アクセス性の確保	C10-6	出入口から車椅子使用者用客席までの経路は、車椅子使用者が利用可能な経路を整備すること。高低差がある場合は傾斜路の設置を行うこと。	○	出入口から車椅子使用者用客席までの経路には段差を設けない。経路に段がある場合は、傾斜路を設けるか、車椅子使用者用の昇降機を設置する。	2	
		C10-7	車椅子使用者が利用する部分に通ずる客席内の通路の有効幅員は1,200mm以上とし、車椅子の転回スペースは1,400mm角以上とする。			3	反映検討 現行の福まち条例ガイドラインに未記載のため、追記を検討
	席同伴との者幅配の置座	C10-8	同伴者の座席は、車椅子使用者用客席と同じ数を設けること。	○	車椅子使用者用客席等のスペースの中又はできる限り近い位置に、同伴者用座席を設ける。	3	反映検討 施設整備ユニバーサルデザインガイドラインの内容を踏まえ、ガイドラインの更新を検討
		C10-9	同伴者の座席は、一般座席と同じ仕様とすること。			3	反映検討 現行の福まち条例ガイドラインに未記載のため、追記を検討

客席

1: 差なし(福まち基準の方が上回る場合含む)
 2: 義務と誘導の差
 3: 万博の方が基準が高いもしくは条例に基準なし。

		施設整備ユニバーサルデザインガイドライン		ふくまち条例ガイドライン				
				現行		比較	対応方針	
車椅子使用者用の客席	広さ	C10-10	車椅子使用者が利用することができる部分につき、幅を900mm以上とし、奥行きを1,400mm以上とすること。	●	車椅子使用者用客席の間口及び奥行きは、次のとおりとする。 間口：車椅子1台につき90cm以上 奥行き：135cm以上	3	反映検討	施設整備ユニバーサルデザインガイドラインの内容を踏まえ、ガイドラインの更新を検討
		C10-11	●車椅子使用者用客席の周囲には容易に出入り及び転回が可能スペース(1,400mm×1,400mm角以上)を設けること。	○	車椅子使用者用客席の前後には容易に出入り及び転回が可能なスペースを設ける。	2		
	床	C10-12	●客席の床は水平とし、表面は滑りにくい仕上げとすること。	○	床の表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。	2		
		C10-13	転落するおそれがある場合は、柵や脱輪防止用の立ち上りを設けること。その場合、車椅子使用者が同伴者とともに快適に過ごせるよう、その空間には配慮すること。			3	反映検討	現行の福まち条例ガイドラインに未記載のため、追記を検討
	コンソールの設置	C10-14	電動車椅子等の充電のために、コンセントを屋内の車椅子使用者用客席の固定席5席に1箇所程度設けること。			3	反映検討	現行の福まち条例ガイドラインに未記載のため、追記を検討
	車の椅子使用者用客席	C10-15	サイトラインは、車椅子使用者用客席のどの客席からも十分に確保すること。前列の観客が立ち上がることが予想される場合、高低差を確保するか、座席の配置をずらす等の配慮をすること。	○	前後の客席・観覧席の位置、高低差を考慮し、前席の観客が立ち上がった際にも観覧が可能となるよう、舞台やスクリーン、競技スペース等へのサイトライン(可視線)を確保する。	2		
		C10-16	客席からの視線を遮らないよう、柵、手すりの高さは800mm以下とすること。	○	客席からの視線を遮らないよう、柵、手すりの高さは80cm以下とする。	2		
		G10-4	サイトラインの確保については、小学校低学年の車椅子(バギー)使用児の眼高(700～800mm)を採用することが望ましい。			3	反映検討	現行の福まち条例ガイドラインに未記載のため、追記を検討
一般客席	けい式のじ形掛	G10-5	通路側の座席の肘掛けは、跳ね上げ式か水平可動式とすることが望ましい。	○	通路側の座席の肘掛けは、高齢者、障がい者等が利用しやすいよう跳ね上げ式や水平可動式とする。	1		
	座席番号表示	G10-6	列および座席番号は見やすいフォント(UDフォント等)を用いて表示するとともに、付近にJIS T 0921に基づく点字表示をしていることが望ましい。	○	座席番号、行、列等は、わかりやすく読みやすいように、大きさ、コントラスト、取付位置等に十分配慮する。	1		
	席付(加)の施設設置(ニステイ)	G10-7	付加アメニティ席(車椅子を使用していないが、歩行困難で杖等補助具を使用する人、補助犬ユーザー、大柄な人等、何らかの理由で配慮された席が必要な人のための席)を総座席数の1%以上用意することが望ましい。			3	反映検討	現行の福まち条例ガイドラインに未記載のため、追記を検討
		G10-8	付加アメニティ席の横には、幅500mm程度のスペースを確保することが望ましい。			3	反映検討	現行の福まち条例ガイドラインに未記載のため、追記を検討
	覚聴乳障児が障連配いが利用者への視や	G10-9	乳幼児連れ利用者等に配慮して、周囲に気がねなく利用できる、区画された観覧室を設けることが望ましい。	○	乳幼児連れ利用者等に配慮して、周囲に気がねなく利用できる区画された観覧室を設ける。	1		
		G10-10	センサリールーム及びカームダウン/クールダウンルームの設置位置については、来場者の動線、行動プロセスに考慮し、当事者の意見を聞いて検討を行うことが望ましい。			3	反映検討	現行の福まち条例ガイドラインに未記載のため、追記を検討

客席

1: 差なし(福まち基準の方が上回る場合含む)
 2: 義務と誘導の差
 3: 万博の方が基準が高いもしくは条例に基準なし。

		施設整備ユニバーサルデザインガイドライン		ふくまち条例ガイドライン			
				現行		比較	対応方針
一般客席	乳児・連視覚利配障用者がいや者聴等覚へ障の	C10-17	大規模な空間に多数の来場者が集まる施設及び音や光、映像等刺激の強い演出を行う施設では、気持ちを落ち着かせることができるカムダウン/クールダウンルーム(個室又はスペース)を設けること。			3	反映検討 現行の福まち条例ガイドラインに未記載のため、追記を検討
		C10-18	聴覚や視覚による情報が得にくい人等、多様な人々がそれぞれに適した方法で種々の演出を楽しめるよう、別途策定する展示・催事に関するガイドラインの規定に対応するうえで必要な設備(ヒアリングループなど)やスペースを用意すること。			3	反映検討 現行の福まち条例ガイドラインに未記載のため、追記を検討
		C10-19	情報保障設備が設置されていることの表示を設けること。			3	反映検討 現行の福まち条例ガイドラインに未記載のため、追記を検討
座席の階段付近	階段上下端部の配慮	C10-20	座席エリアの階段の上下端部には点状ブロックを敷設すること。			3	反映検討 現行の福まち条例ガイドラインに未記載のため、追記を検討
		G10-11	段を容易に識別できるよう、階段の段鼻部分は踏面の色との明度、色相、彩度の差を大きくすることに加え、足元灯を設置することが望ましい。			3	反映検討 現行の福まち条例ガイドラインに未記載のため、追記を検討
		G10-12	縦通路沿いに、転倒・転落防止のための手すりや手がかりとなる部材・部品等を設けることが望ましい。			3	反映検討 現行の福まち条例ガイドラインに未記載のため、追記を検討

カームダウン・クールダウン

1: 差なし(福まち基準の方が上回る場合含む)
 2: 義務と誘導の差
 3: 万博の方が基準が高いもしくは条例に基準なし。

		施設整備ユニバーサルデザインガイドライン		ふくまち条例ガイドライン			
				現行	比較	対応方針	
	配置	G11-1	大規模な空間に多数の来場者が集まる施設及び音や光、映像等、刺激の強い演出を行う施設では、明るすぎない照度と、遮音が施され、人混みや周囲の視線を避けた安心できる空間、防音ガラス越し等で鑑賞が楽しめる空間(センサリールーム)を設けることが望ましい。		3	反映検討	現行の福まち条例ガイドラインに未記載のため、追記を検討
		G11-2	センサリールーム及びカームダウン/クールダウンルームの設置位置については、来場者の動線、行動プロセスに考慮し、当事者の意見を聞いて検討を行うことが望ましい。		3	反映検討	現行の福まち条例ガイドラインに未記載のため、追記を検討
		C11-1	大規模な空間に多数の来場者が集まる施設及び音や光、映像等、刺激の強い演出を行う施設では、気持ちを落ち着かせることができるカームダウン/クールダウンルーム(個室又はスペース)を設けること。	○	3	反映検討	施設整備ユニバーサルデザインガイドラインの内容を踏まえ、ガイドラインの更新を検討
	必要とされる機能・設備	C11-2	センサリールーム、及びカームダウン/クールダウンルームは、以下の機能を有すること。 ・遮光性、遮音性を確保すること ・壁は柔らかい素材とすること(衝突への緩衝を備えること) ・照明は照度調整、配光機能を備えること ・防犯(施錠、緊急連絡ブザー等)に十分に備えること	○	3	反映検討	施設整備ユニバーサルデザインガイドラインの内容を踏まえ、ガイドラインの更新を検討
		G11-3	時間を伝える設備、落ち着いて座れるいす、給水設備や自動販売機を設置することが望ましい。		3	反映検討	現行の福まち条例ガイドラインに未記載のため、追記を検討
		G11-4	多様なニーズに対応するため、多様で複数の休憩室、スペースを提供し、各人のペースや好みで選択できることが望ましい。		3	反映検討	現行の福まち条例ガイドラインに未記載のため、追記を検討
		G11-5	混雑時に備えて、可動式で吸音性のあるカームダウン/クールダウンルームを準備しておくことが望ましい。		3	反映検討	現行の福まち条例ガイドラインに未記載のため、追記を検討
		G11-6	カームダウン/クールダウンルームを必要とする人の同伴者も一緒に利用できる大きさとすることが望ましい。		3	反映検討	現行の福まち条例ガイドラインに未記載のため、追記を検討

案内設備

1: 差なし(福まち基準の方が上回る場合含む)
 2: 義務と誘導の差
 3: 万博の方が基準が高いもしくは条例に基準なし。

		施設整備ユニバーサルデザインガイドライン		ふくまち条例ガイドライン			
				現行	比較	対応方針	
一般基準	目の見える設備への	C14-1	建築物又はその敷地内には、当該建築物のエレベーターその他の昇降機、便所の配置、その他ユニバーサルサービス施設等を表示した案内板その他の設備を設けること。(ただし、敷地境界付近に案内所を設ける場合は除く)	●	建築物又はその敷地内には、当該建築物又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を表示した案内板その他の設備を設けなければならない。ただし、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。	1	
						3	
	視覚障がい者への案内設備	C14-2	敷地境界から、建物の出入口付近に配置される主たる案内設備又は案内所に至る経路(直進する風除室内は除く)には、線状ブロック・点状ブロック等の敷設又は音声誘導装置、その他の方法により視覚障がい者を誘導する設備を設置すること。	●	道等から案内設備又は案内所までの経路(不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障がい者が利用するものに限る。)は、そのうち一以上を、視覚障害者移動等円滑化経路にしなければならない。	1	
				●	建築物又はその敷地内には、当該建築物又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機又は便所の配置を点字その他国土交通大臣が定める方法により視覚障がい者に示すための設備を設けなければならない。 ・文字等の浮き彫り・音による案内・点字及び上記2つに類するもの 具体的には、点字や文字・配置図等を浮き彫りにした触知図案内板、インターホン等。 触知図案内板の点字の表示方法等については、JIS T0921、情報内容及び形状表示方法等については JIS T0922 が参考となる。 案内所を設ける場合には、上記の規定は適用しない。	1	
						3	
		G14-1	便所、エレベーター、主要な利用居室等利用頻度が高い場所まで、視覚障がい者誘導用ブロック等の誘導設備の設置、突起のない材質の違う路面の組み合わせ、人的サポート、ICTの活用等による誘導を行うことが望ましい。	○	案内設備までの視覚障がい者誘導用ブロック等による誘導だけでなく、便所やエレベーター、主要な利用居室など利用頻度が高い場所まで誘導する。	3	反映検討 施設整備ユニバーサルデザインガイドラインの内容を踏まえ、ガイドラインの更新を検討
				○	視覚障がい者には、視覚障がい者誘導用ブロック等以外にも音声誘導装置による案内を考慮する。	3	
		G14-2	上記以外の案内設備(例えばトイレに設置される触知図や各階のフロアマップ等)までも線状ブロックと点状ブロックを組み合わせ、敷設することが望ましい。			3	反映検討 現行の福まち条例ガイドラインに未記載のため、追記を検討
視覚障がい者誘導用ブロック	配置の仕方	G14-3	視覚障がい者誘導用ブロック等は、原則として湾曲しないよう直線状に敷設し、屈折する場合は直角に配置することが望ましい。	○	視覚障がい者誘導用ブロック等は、原則として湾曲しないよう直線状に敷設し、屈折する場合は直角に配置する。また遠回りにならないように主動線上の歩行ルートとする。	1	
		G14-4	視覚障がい者誘導用ブロック等は、遠回りにならないよう主動線上の歩行ルートに敷設することが望ましい。			1	
		G14-5	敷地内の通路上の柵蓋等により、視覚障がい者誘導用ブロック等が途切れないことが望ましい。	○	敷地内の通路上に設けられた柵蓋等により、視覚障がい者誘導用ブロック等による誘導が途切れることがないよう、あらかじめ屋外計画や設備計画と調整を図る。	1	

案内設備

1: 差なし(福まち基準の方が上回る場合含む)
 2: 義務と誘導の差
 3: 万博の方が基準が高いもしくは条例に基準なし。

		施設整備ユニバーサルデザインガイドライン		ふくまち条例ガイドライン				
				現行		比較	対応方針	
視覚障がい者誘導用ブロック	形状・大きさ	G14-6	大きさは300mm角とすることが望ましい。			3	反映検討	現行の福まち条例ガイドラインに未記載のため、追記を検討
		G14-7	ブロック形状、寸法、配列はJIS T9251とすることが望ましい。	●	線状ブロック等及び点状ブロック等はJIS T9251の形状によるものを基本とする。	3	反映検討	施設整備ユニバーサルデザインガイドラインの内容を踏まえ、ガイドラインの更新を検討
	色	G14-8	視覚障がい者誘導用ブロック等と周囲の床の仕上げとは、弱視者にも識別しやすいように輝度比3.0、輝度コントラスト50%以上確保とすることが望ましい。	○	視覚障がい者誘導用ブロック等と周囲の床の仕上げとは少なくとも輝度比2.0以上確保する。	3	反映検討	施設整備ユニバーサルデザインガイドラインの内容を踏まえ、ガイドラインの更新を検討
		G14-9	場所により視覚障がい者誘導用ブロック等の色が異なると利用者が混乱するため、ブロックの色は統一することが望ましい。	○	場所により視覚障がい者誘導用ブロック等の色が異なると利用者が混乱するためなるべく統一する。	1		
		C14-3	視覚障がい者誘導用ブロック等は原則黄色とし、周囲の床の仕上げとは輝度比2.0 以上確保すること。	●	色は黄色を原則とするが、色の差が確保できない場合には、周囲の床の仕上げと色の差が確保できる色とすること。	1		
	敷設位置	C14-4	危険の可能性がある場所等、歩行方向の変更の必要性を予告する部分に、点状ブロック等を使用すること。	○	危険の可能性、歩行方向の変更の必要性を予告する部分には点状ブロック等を使用する。	3	反映検討	施設整備ユニバーサルデザインガイドラインの内容を踏まえ、ガイドラインの更新を検討
		G14-10	線状ブロック・点状ブロックは、危険源から300mm以上離して、全長にわたって敷設することが望ましい。			3	反映検討	現行の福まち条例ガイドラインに未記載のため、追記を検討
	高齢者や車椅子ユーザーへの配慮	G14-11	視覚障がい者誘導用ブロック等を敷設する際に、高齢者や車椅子ユーザーが通れる幅を残す等の配慮することが望ましい。	○	視覚障がい者誘導用ブロック等は、車椅子使用者や高齢者、肢体不自由者にとっては障害物となることがある。敷設する場所や幅を決めるにあたっては、高齢者や、車椅子使用者が通れる幅を残す等の配慮をする。	1		
		G14-12	建物内の場合は、線状ブロック・点状ブロックに代わる誘導設備として、誘導マットを利用することも考えられる。	○	建築物内に敷設する場合は、いわゆる誘導マットを利用することも考えられる。	1		
標識・サイン	設置			○	設置に関しては、照明計画、コントラスト等について総合的な検討を行うとともに反射やちらつきがないような配慮をする。	1		
				○	表示板を設置する場合は大き目の文字や図を用い、わかりやすいデザインとする。	1		
						3		
		G13-1	トイレ等の特定のエリアを強調する表示板は、人混みの中でも視線が届きやすいよう、床面から2,500mmの高さで出入口のドア上に取り付けることが望ましい。加えて、弱視者に配慮し、床面から1,400～1,600mmの高さの壁面にも取り付けことが望ましい。	○	標識は、視点からの見上げ角度が小さく、かつ弱視者や目線の低い車椅子ユーザーにも見やすい位置とする等、誰もがわかりやすい位置に設置する。	3	反映検討	施設整備ユニバーサルデザインガイドラインの内容を踏まえ、ガイドラインの更新を検討
		C13-2	表示板は、内容が容易に識別できるもの(JIS Z 8210適合)とし、色彩については、図と地色とのコントラストが十分明確になるようにすること(明度差は少なくとも0～10段階のマンセル表色系で5以上)。			3	反映検討	現行の福まち条例ガイドラインに未記載のため、追記を検討
		C13-3	図記号(ピクトグラム)や図を用いる場合は、文字表記を併記すること。			3	反映検討	現行の福まち条例ガイドラインに未記載のため、追記を検討

案内設備

1: 差なし(福まち基準の方が上回る場合含む)
 2: 義務と誘導の差
 3: 万博の方が基準が高いもしくは条例に基準なし。

		施設整備ユニバーサルデザインガイドライン		ふくまち条例ガイドライン				
				現行		比較	対応方針	
標 識 ・ サ イ ン	設 置					3		
						3		
				○	文字が多いものや、デザインが複雑なものは、わかりにくいため避け、できる限りシンプルなものとする。	3		
				○	文字の書体は認知しやすいものとする。	3		
				○	施設の用途により主要な案内板・表示板は外国語を併記する。	3		
	表示板の仕様	G13-2	図記号はJIS Z 8210を原則とし、JIS Z 8210に定められていない図記号（ピクトグラム）については、「標準案内用図記号ガイドライン2021（公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団）」によることや、標準化された図記号（ピクトグラム）を用いることが望ましい。	○	JIS Z 8210に定められていない案内用図記号については、標準案内用図記号ガイドライン改定版（2017年7月）を用いる。	1		
	表示板・文字の大きさ	G13-3	表示板の大きさは、下表のとおり、視距離に応じたものとする。 視距離 表示板の大きさ L<7m 60mm×60mm 7m<L<18m 110mm×110mm L>18m 200mm×200mm			3	反映検討	現行の福まち条例ガイドラインに未記載のため、追記を検討
		G13-4	文字の大きさは、下表のとおり視距離に応じたものとする。 視距離 和文文字高 英文文字高 30m 120mm以上 90mm以上 20m 80mm以上 60mm以上 10m 40mm以上 30mm以上 4～5m 20mm以上 15mm以上 1～2m 9mm以上 7mm以上			3	反映検討	現行の福まち条例ガイドラインに未記載のため、追記を検討
	国際シンボル	C13-4	国際シンボルマークの表示の色は、濃いブルーと白、又は黒と白にすること。			3	反映検討	現行の福まち条例ガイドラインに未記載のため、追記を検討
		G13-5	国際シンボルマークは100mm角以上450mm角以下とすることが望ましい。	○	国際シンボルマークは10cm角以上45cm角以下とする。ただし、駐車場の床又は地面に表示する場合は、大きく書き込むこととする。	1		